

森町公告第4号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年2月26日

森町長 村松 藤雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森町全域（谷中部農会、南戸綿部農会）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 5 経営体

個人 66 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農業者＝認定農業者・新規就農者と位置付ける。水稻・レタス・スイートコーンの複合経営、6次産業化への取組、有機農業などの高付加価値農業に取り組む農業者が今後増加していくと思われる。